

◎新潟県告示第125号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

平成30年2月9日

新潟県知事 米 山 隆 一

路線名	区間	左右の別	延長(m)
県道上小沢上越妙高停車場線	上越市大和二丁目622番3から 同市大和二丁目182番14まで	右	95m
	上越市大和二丁目610番5から 同市大和二丁目182番14まで	左	95m